## 知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 知床国立公園の幌別以奥の自然環境を保全し、利用の快適性と安全確保を図るため、適正利用・エコツーリズム検討会議カムイワッカ部会にて検討された自動車利用の適正化にかかる計画及び事業等の円滑な運営を推進することを目的に協議会を設置する。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の専業を行う。
  - (1) 幌別以奥における交通整理業務
  - (2) 自動車利用適正化対策事業に関する連絡及び調整
  - (3) カムイワッカ湯の滝の利用に関する事業及び調整
  - (4)利用者への情報提供
  - (5) その他目的達成に必要な業務

(構成)

第4条 協議会は、関係官公庁及び関係事業団体等をもって構成する。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員をおく。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 2名
  - (3)監査 2名
  - (4) 幹事上記以外の構成員全員
  - 2 会長、副会長及び監査は協議会で互選する。
  - 3 会計は事務局が担当する。
  - 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

- 第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
  - 3 監査は、協議会の経理を監査する。
  - 4 幹事は、協議会の会務に参画する。
  - 5 会計は、協議会の経理を処理する。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集する。

(運営)

- 第8条 協議会の道営に必要な経費は、次の収入で賄う。
  - (1) 分担金・(2) 協力金・(3) 寄付金・(4) その他

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、「環境省ウトロ自然保護官事務所」・「オホーツク総合振興 局環境生活課」・「斜里町環境課・商工観光課」の三者とし、連絡先は「環境省ウ トロ自然保護官事務所」とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

## 附則

- 1 この規約は、平成10年11月25日から施行する。
- 2 この規約は、平成12年1月13日から一部改正施行する。
- 3 この規約は、平成24年5月18日から一部改正施行する。
- 4 この規約は、令和3年6月10日から一部改正施行する。